

- ・ 希少種保護の観点より、一部(P25～36、40～49)を非公開にさせていただきますので、これらのページは欠落しています。

資料1

P5について、委員の了承を得て文言を修正しています。

# 第4回 長良川遊水地河川環境調査検討会 説明資料

令和7年10月2日

国土交通省 中部地方整備局

木曽川上流河川事務所

- (1)これまでの検討経緯について P2~
- (2)美濃市地区の整備に係る動植物の保全対策について P15~
- (3)関市地区の整備に係る動植物の保全対策について P37~
- (4)今後の予定 P50~

## **(1)これまでの検討経緯について**

## ＜本検討会の目的＞

遊水地の整備にあたっては、事業箇所及び周辺を含めて環境調査を継続し、重要種の分布を確認するとともに、生態系に配慮して生息環境の保全に努めていくこととされている。

本検討会では、その具体的な手法を検討することを目的とする。

## ＜本検討会の検討事項＞

- 事業箇所及び周辺を含めた環境調査・対策手法の検討
- 重要種の分布の確認
- 継続的な環境調査への助言
- その他事務局が必要と判断したもの

## ○第1回委員会（令和3年12月24日）

- ・ 本検討会の背景・目的
- ・ 美濃市地区、関市地区の環境特性
- ・ 長良川遊水地事業における河川環境保全の基本的な考え方について

## ○第2回委員会（令和4年9月29日）

- ・ 美濃市地区、関市地区の生態的な機能と影響範囲について
- ・ 保全対象種の選定について
- ・ 保全対象種の移植先について
- ・ 移植対象種の事前調査について

## ○第3回委員会（令和6年11月25日）

- ・ 美濃市地区の整備に係る動植物の保全対策について
- ・ 関市地区の整備に係る動植物の保全対策について

## 長良川本川

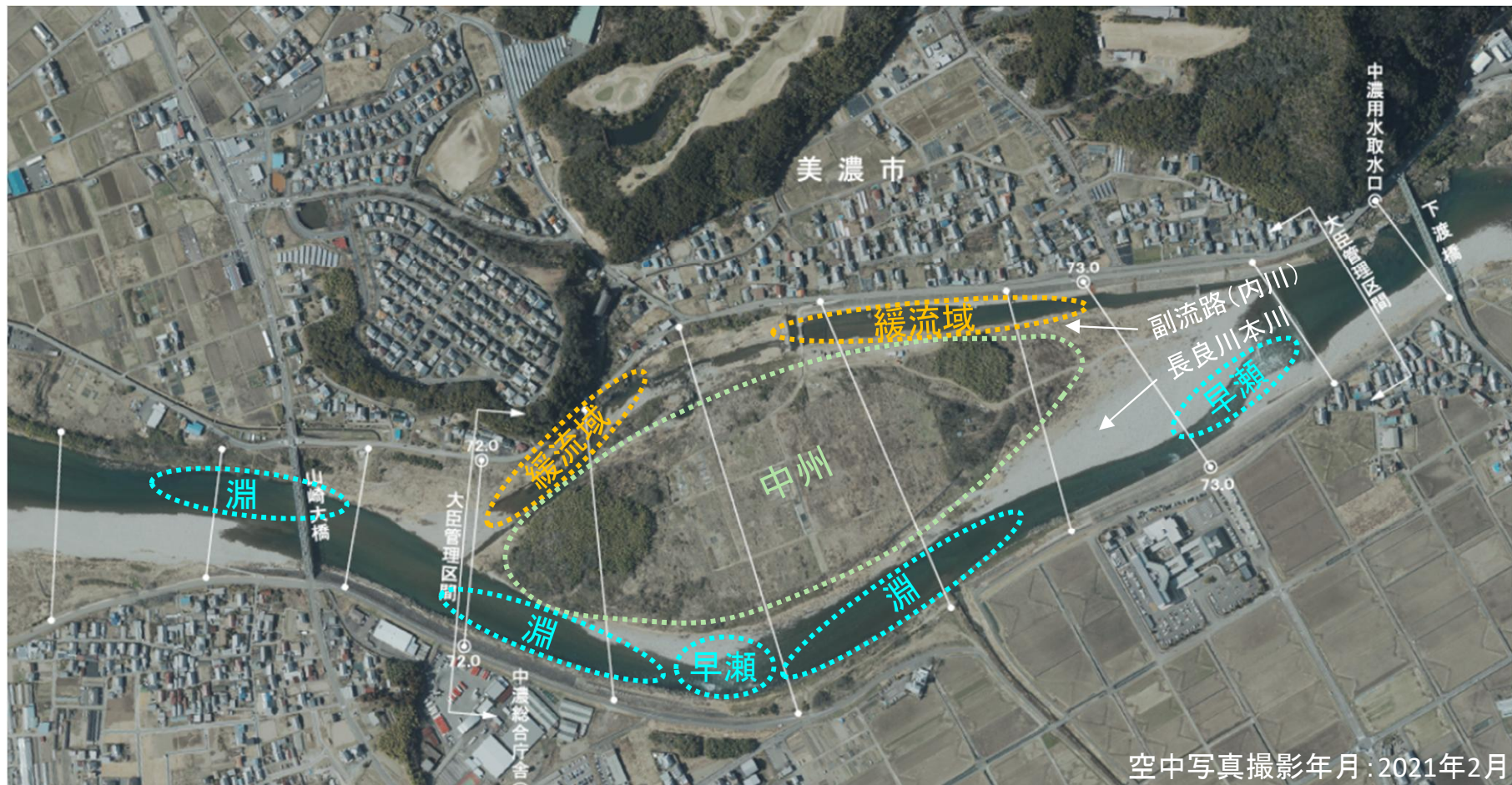
- ・早瀬は魚類の生息場や繁殖場、多くの底生動物の生息場の機能が想定される。また、流れの緩やかな瀬から淵は、両生類の隠れ家としての機能が想定される

## 副流路(内川)

- ・緩流域を好む魚類の生息・繁殖場、湧水に強く影響を受ける魚類の越冬場や産卵場、魚類全般の出水時の避難場としての機能が想定される

## 中州

- ・河原植物の生育場や猛禽類の餌場としての機能が想定される



空中写真撮影年月: 2021年2月

○美濃市地区における遊水地事業の影響範囲は以下のとおり。

## ①生息地が直接改変される範囲

1. 周囲堤及び越流堤整備箇所
  2. 遊水地内掘削箇所
  3. 遊水地前面の河道掘削箇所
  4. 左岸堤防の補強箇所
- ※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する

## ②間接的な影響を受けると考えられる範囲

影響を受けると考えられる範囲を仮設定し、モニタリングを行う

71.4k～下渡橋までを設定  
※モニタリングにより変更する場合がある

## ③間接的な影響も受けないと考えられる範囲

①、②以外の範囲



※令和6年11月時点の想定範囲を図示したもので、今後変更の可能性がある

## 長良川本川

- ・早瀬は魚類の生息場や繁殖場、多くの底生動物の生息場の機能が想定される。また、流れの緩やかな瀬から淵は、両生類の隠れ家としての機能が想定される

## 池ノ川

- ・二枚貝類が生息し、魚類の生息場や繁殖場としての機能が想定される

## 圃場

- ・両生類や昆虫類や魚類の繁殖場や成育場、湿地性植物の生育場としての機能が想定される



○関市地区における遊水地事業による影響範囲は以下のとおり。

第2回検討会資料を一部修正

## ①生息地が直接改変される範囲

1. 周囲堤及び越流堤整備箇所
  2. 遊水地前面の河道掘削箇所
- ※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する

## ②間接的な影響を受けると考えられる範囲

影響を受けると考えられる範囲を仮設定し、モニタリングを行う

66.6k～鮎之瀬橋までを設定  
※モニタリングにより変更する場合がある

## ③間接的な影響も受けないと考えられる範囲

①、②以外の範囲



※令和4年9月時点の想定範囲を図示したもので、今後変更の可能性がある

○直接改変を受ける範囲での移植する種の考え方は以下のとおり。

第3回検討会資料を一部修正

## ＜法律・条例により採捕・移植が必要な重要種＞

### A 法律・条例により、採捕・移植が必要な重要種

- ・ネコギギ(文化財保護法 天然記念物)
- ・オオサンショウウオ(文化財保護法 特別天然記念物)
- ・ウシモツゴ(岐阜県希少野生生物保護条例 指定希少野生生物)

## ＜工事実施前に可能な限り採捕・移植する重要種＞

### B 自ら避難することが困難な重要種

- ・植物、底生動物(貝類)

### C 上記以外の水中に生息する重要種

- ・魚類、両生類、爬虫類、底生動物(貝類以外)
- ・水中に生息する昆虫

## ＜移植対象外＞

### D 移動能力が高く、自ら避難することが可能な重要種

- ・鳥類
- ・哺乳類
- ・陸上に生息する昆虫

○移植先については、近傍の生息に適した箇所とする。

第2回検討会資料の再掲

## ＜移植先の選定＞

①-1法律条令に係る重要種であり、長良川に生息し、自ら移動可能な種(オオサンショウウオ、ネコギギ)



長良川で、これまでに確認された環境や生息に適した環境

①-2法律条令に係る重要種であり、分布域が限定的で、自ら分布域への移動が困難な種(ウシモツゴ)



本種の生息する環境(周辺のため池等)

②自ら移動困難な種  
(カワラハハコ、カワラヨモギなど)



長良川で、これまでに確認された礫河原や生育に適した環境  
または種子散布を実施

③水中に生息する重要種  
(イトモロコ、アジメドジョウ、アブラボテなど)



長良川で、これまでに確認された環境や生息に適した環境

※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する

・長良川遊水地の整備における河川環境保全の基本的な考え方は以下のとおり

## ①生息地が直接改変される範囲

**第3回検討会資料を一部修正**

| 工程 | 整備前             |             | 整備中                    |             | 整備後     |         |
|----|-----------------|-------------|------------------------|-------------|---------|---------|
| 対象 | 重要種             | その他の確認種     | 重要種                    | その他の確認種     | 重要種     | その他の確認種 |
| 調査 | 水辺の国勢調査<br>個別調査 | 水辺の<br>国勢調査 | 水辺の国勢調査<br>(必要に応じ個別調査) | 水辺の<br>国勢調査 | 水辺の国勢調査 |         |
| 対策 | 移植              | 移植          | (必要に応じ保全対策)            | —           | —       |         |

## ②生息地が直接改変されないが、濁水等の間接的な影響を受けると考えられる範囲

| 工程 | 整備前     |         | 整備中                    |             | 整備後     |         |
|----|---------|---------|------------------------|-------------|---------|---------|
| 対象 | 重要種     | その他の確認種 | 重要種                    | その他の確認種     | 重要種     | その他の確認種 |
| 調査 | 水辺の国勢調査 |         | 水辺の国勢調査<br>(必要に応じ個別調査) | 水辺の<br>国勢調査 | 水辺の国勢調査 |         |
| 対策 | —       |         | (必要に応じ保全対策)            | —           | —       |         |

## ③生息地が直接改変されず、濁水等の間接的な影響も受けないと考えられる範囲

| 工程 | 整備前     |         | 整備中 |         | 整備後 |         |
|----|---------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 対象 | 重要種     | その他の確認種 | 重要種 | その他の確認種 | 重要種 | その他の確認種 |
| 調査 | 水辺の国勢調査 |         |     |         |     |         |
| 対策 | —       |         |     |         |     |         |

※なお、法律・条例に基づき指定される重要種については、法令に基づき必要な調査を適宜実施する。 11

## ＜第3回検討会での主な意見＞

青字: 第3回検討会で事務局が応答した事項  
緑字: 今回記載した事項

(動植物の保全対策全般について)

○重要種への対応の基本的な考え方として、それらの繁殖に留意して、繁殖環境や産卵場の保全についても記載すべきである。

→今後、重要種の繁殖という視点も明確にして、繁殖や産卵の場という環境の保全・創出についても検討する。 (資料1 P51～)

○上流の工事による濁水等の影響により、重要種の生息環境が変化することが懸念される。現状で確認されている生息環境が変化しないか、モニタリングを行う必要がある。

→今後の河川内の工事において、濁水が高濃度にならないように留意して施工し、工事前後においてモニタリングを行う。

○オオキンケイギク等の特定外来生物は、事業実施箇所でこれ以上増やさない対策が必要である。オオキンケイギク等が生育していた箇所の土壌には根茎や種子が混在するため、工事の発生土を再利用する際は注意してもらいたい。

→特定外来生物が生育していた場所の土砂の取り扱いに注意する。

(これまでの検討経緯について)

- ・事業計画の検討にあたって、整備箇所周辺の河道形状や、対象箇所以外の地区の事業計画も考慮する必要がある。

→近隣の事業計画についても考慮するため、その情報を収集したが、本年度(令和7年度)においては、事業実施の計画はなかった。

(美濃市地区の整備に係る動植物の保全対策について)

- ・内川の露岩した場所の下流に緩流区間が形成されているようである。内川の緩流域の保全については、周辺の河道地形を参考に検討するとよい。

→今後の保全内容の検討において、参考とする。(資料1 P51～)

(関市地区の整備に係る動植物の保全対策について)

- ・生息場の環境が変わってくると、他の種との競争に負けてしまうこともあるので、移植先の選定には注意する必要がある。

→今後の移植先の選定において、移植後の環境の変化も考慮する。

(関市地区の整備に係る動植物の保全対策について 続き)

- ・河川敷で拡大する外来植物シナダレスズメガヤは、河川環境を考える上で課題となるため、今後、本種の生育場所やその拡大状況を把握しておく必要がある。

→今後のモニタリングにおいて、シナダレスズメガヤの分布状況についても把握する。

- ・本事業の進捗に伴って、今後重要種が見つかることも考えられるので、対象範囲ではないエリアについても、周辺に生息場となる環境がある可能性に留意して事業を進めてもらいたい。

→事業範囲の周辺での重要種の生息環境を把握した。(資料1 P40～)

(今後の予定)

- ・次回の検討会では、遊水地の整備について具体的な工法や手順等を示してもらいたい。

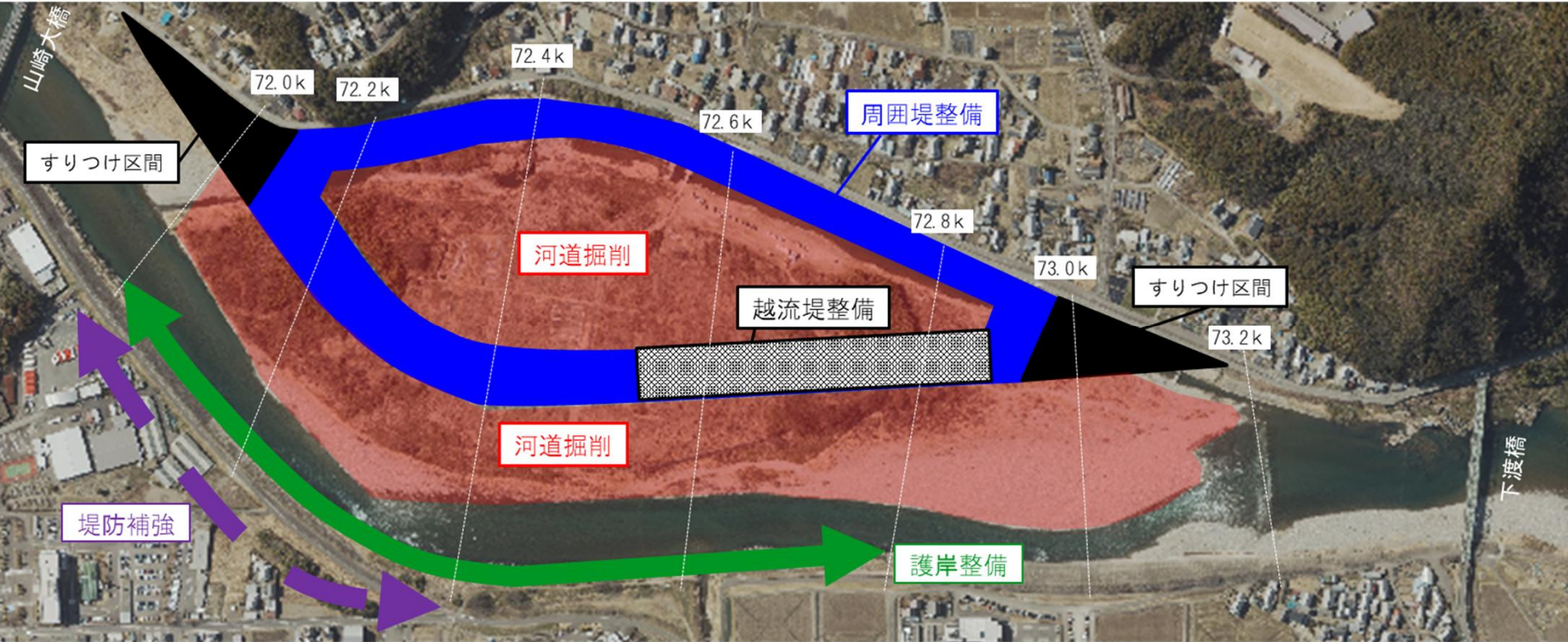
→今後の工事工程、本年度施工の具体的な工法や手順等を本資料に示す。

(資料1 P16～)

## **(2)美濃市地区の整備に係る 動植物の保全対策について**

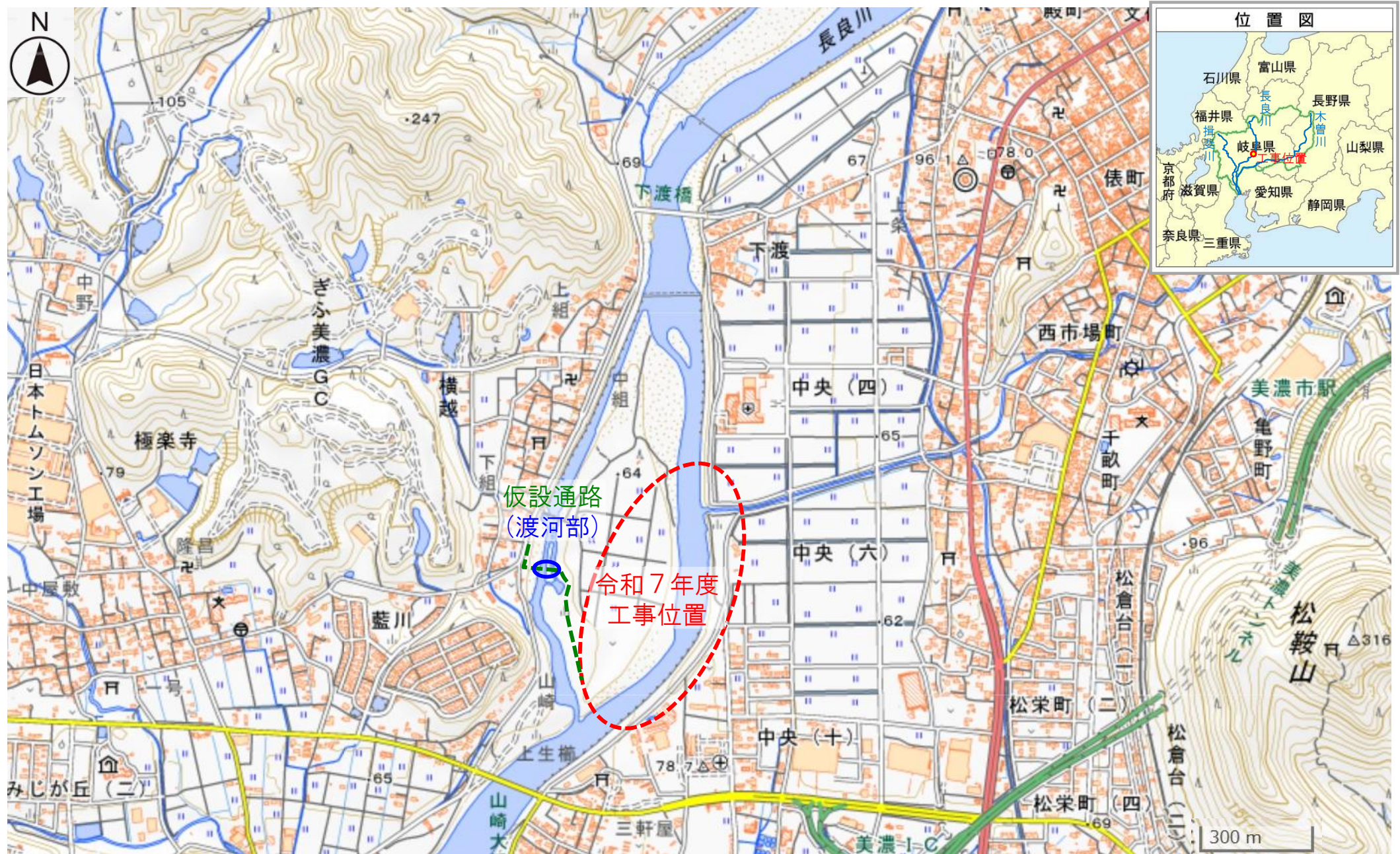
【美濃市地区における事業の施工手順】

・用地買収 ⇒ 左岸堤防補強工事 ⇒ 河道掘削 ⇒ 遊水地整備（掘削、周囲堤整備）の手順で事業を実施する。



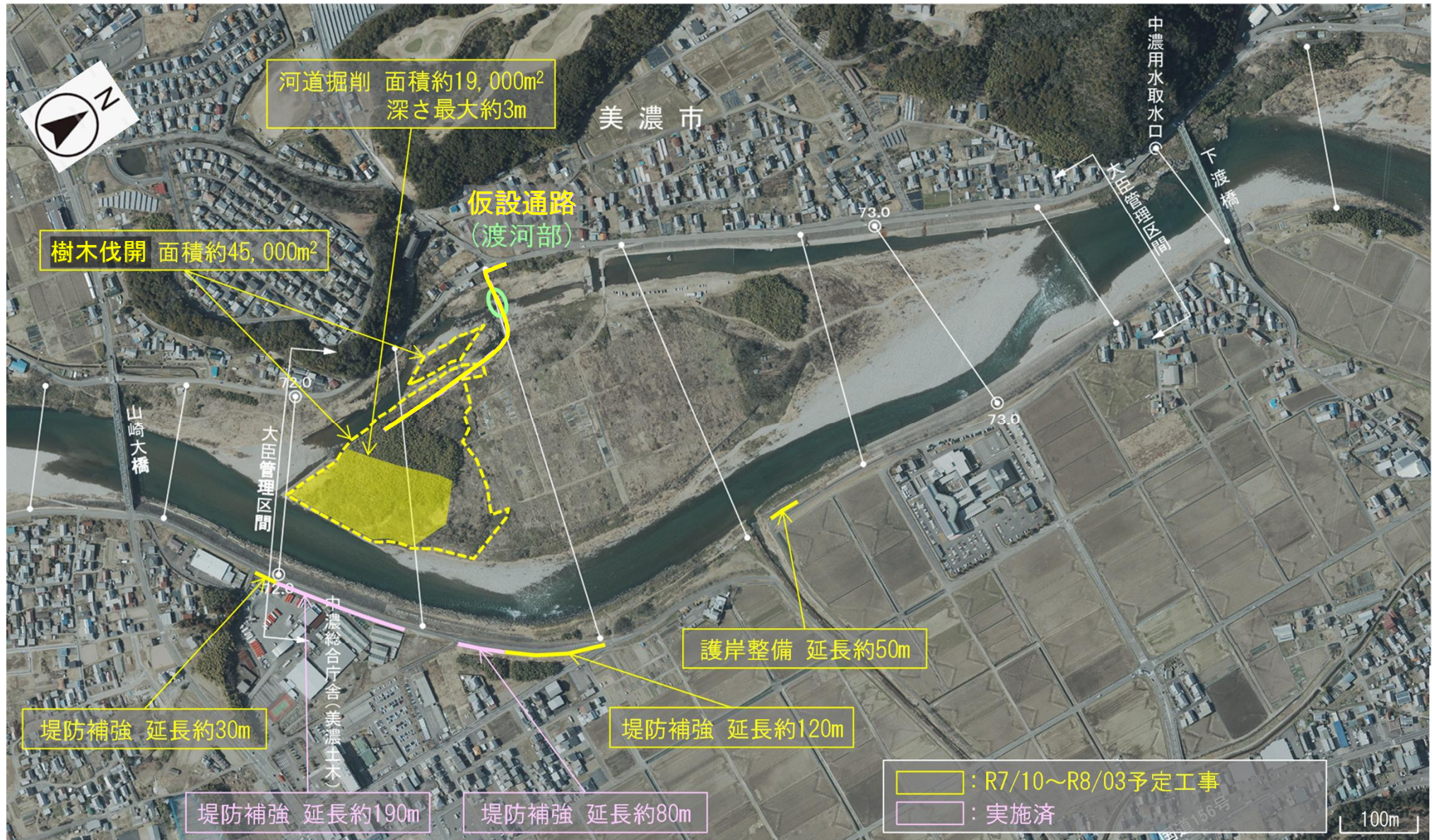
| 実施内容     |      | 経過年数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10年目以降 |
|----------|------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--------|
| 用地調査・買収  |      |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |        |
| 左岸堤防補強工事 | 堤防補強 |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |        |
|          | 護岸整備 |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |        |
| 河道掘削     |      |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |        |
| 遊水地整備    |      |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |        |
|          |      |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |        |

注) 令和7年9月時点の予定です。現場状況等に応じ変更が生じる場合があります。





- 令和7年度は、左岸において、堤防補強と護岸整備を実施
- 中島では、樹木伐開と河道掘削の一部を実施



注）令和7年9月時点の予定です。現場状況等に応じ変更が生じる場合があります。

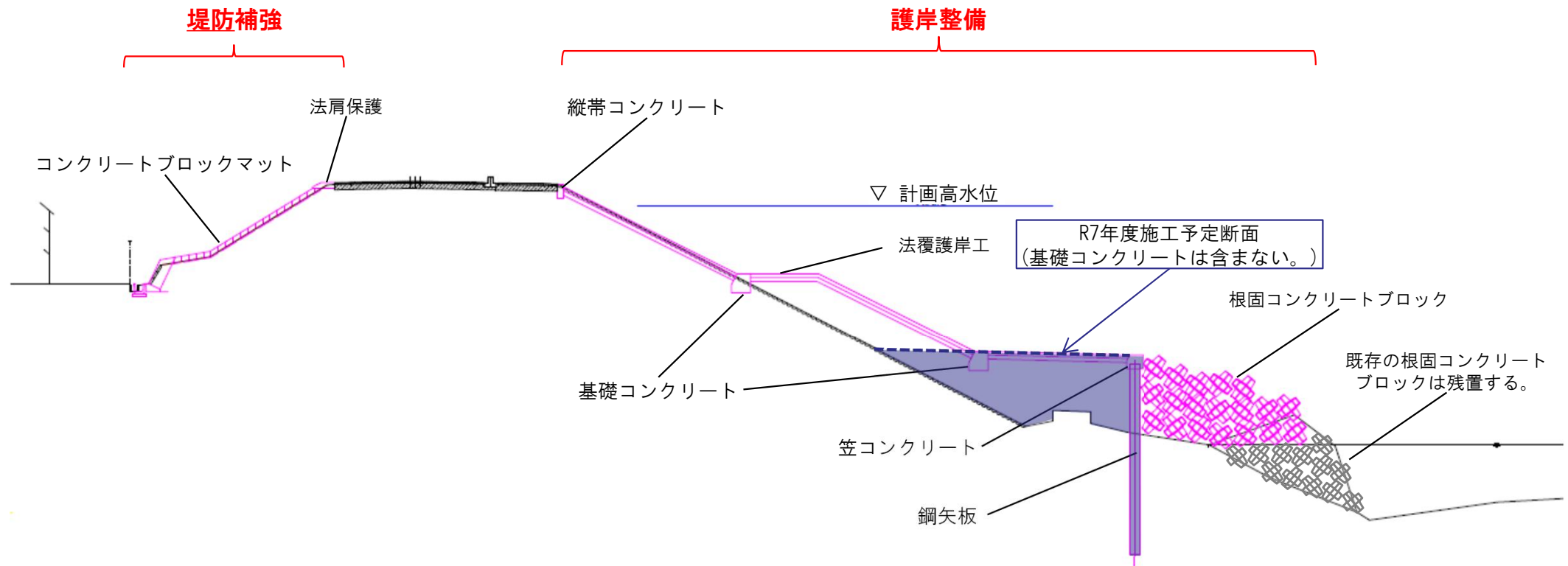
空中写真撮影年月：2021年2月

## 【堤防補強】

- 長良川左岸堤防の越水に対する補強策として、堤防川裏側法面をブロックマットで被覆するなどの補強工事を計画
- 令和7年度は、令和6年度に実施した区間の上下流区間の施工を予定

## 【護岸整備】

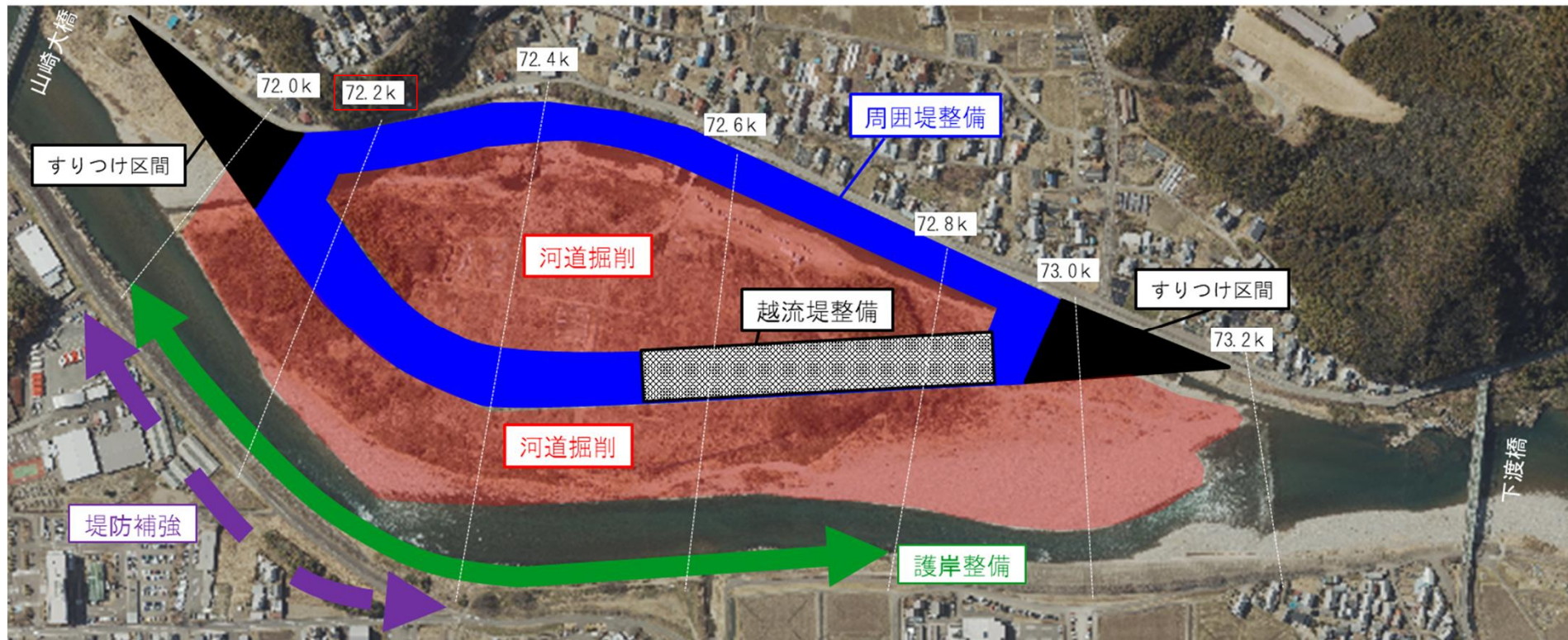
- 長良川左岸堤防の流水に対する補強策として、堤体幅の増加と護岸整備を計画
- 令和7年度は、護岸の基礎となる鋼矢板の建込工法を確立するため、上流側の一部区間を対象に試験的な施工を予定



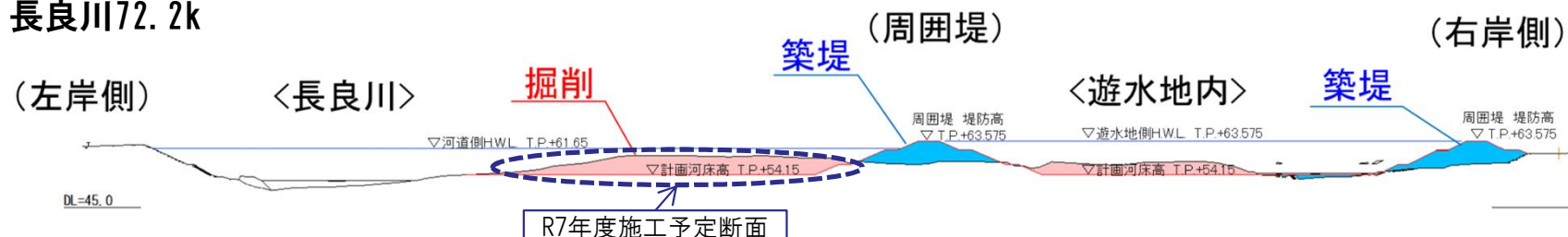
注）令和7年9月時点の予定です。現場状況等に応じ変更が生じる場合があります。

## 【樹木伐開・河道掘削】

- 令和7年度は、洪水流下時の河川水位を下げるため、遊水地外の河道掘削を予定
- 河道掘削に先立ち、支障となる掘削箇所周辺の樹木伐開を実施

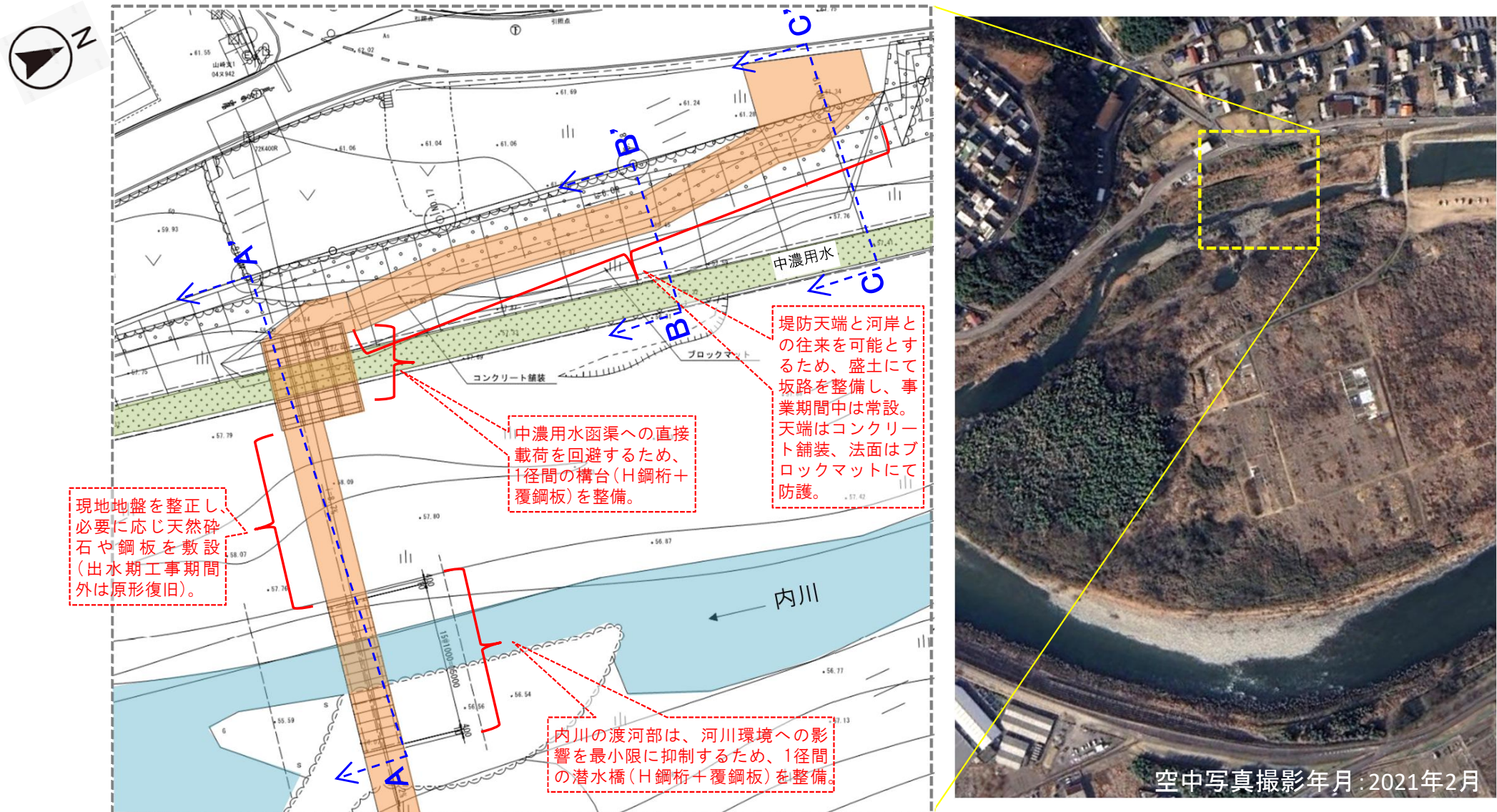


## 長良川72.2k

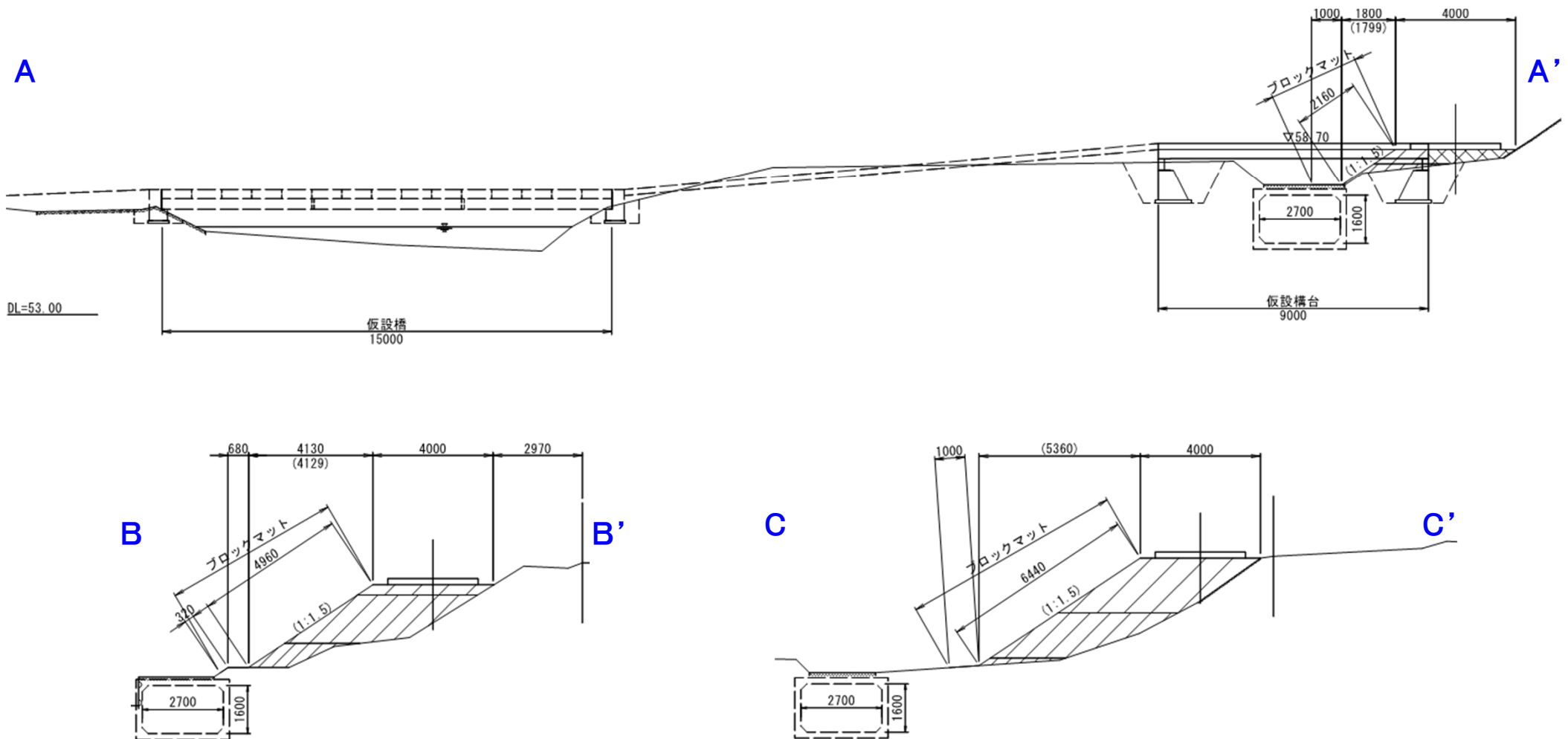


注）令和7年9月時点の予定です。現場状況等に応じ変更が生じる場合があります。

- 樹木伐開・河道掘削に先立ち、工事車両出入のための仮設通路を設置
- 仮設通路は、今後の河道掘削でも使用するため、常設とする予定



注）令和7年9月時点の予定です。現場状況等に応じ変更が生じる場合があります。



注）令和7年9月時点の予定です。現場状況等に応じ変更が生じる場合があります。

○直接改変を受ける範囲での移植する種の考え方は以下のとおり。

＜法律・条例により採捕・移植が必要な重要種＞

**A 法律・条例により、採捕・移植が必要な重要種**

- ・ネコギギ(文化財保護法 天然記念物)
- ・オオサンショウウオ(文化財保護法 特別天然記念物)
- ・ウシモツゴ(岐阜県希少野生生物保護条例 指定希少野生生物)



令和7年度の施工範囲  
は陸上のため個別調査  
対象外

＜工事実施前に可能な限り採捕・移植する重要種＞

**B 自ら避難することが困難な重要種**

- ・植物、底生動物(貝類)



植物に関しては既往調査がなく、出現する  
可能性が高いため、事前調査を実施  
  
底生動物(貝類) : 個別調査対象外

**C 上記以外の水中に生息する重要種**

- ・魚類、両生類、爬虫類、底生動物(貝類以外)
- ・水中に生息する昆虫



個別調査対象外

＜移植対象外＞

**D 移動能力が高く、自ら避難することが可能な重要種**

- ・鳥類
- ・哺乳類
- ・陸上に生息する昆虫

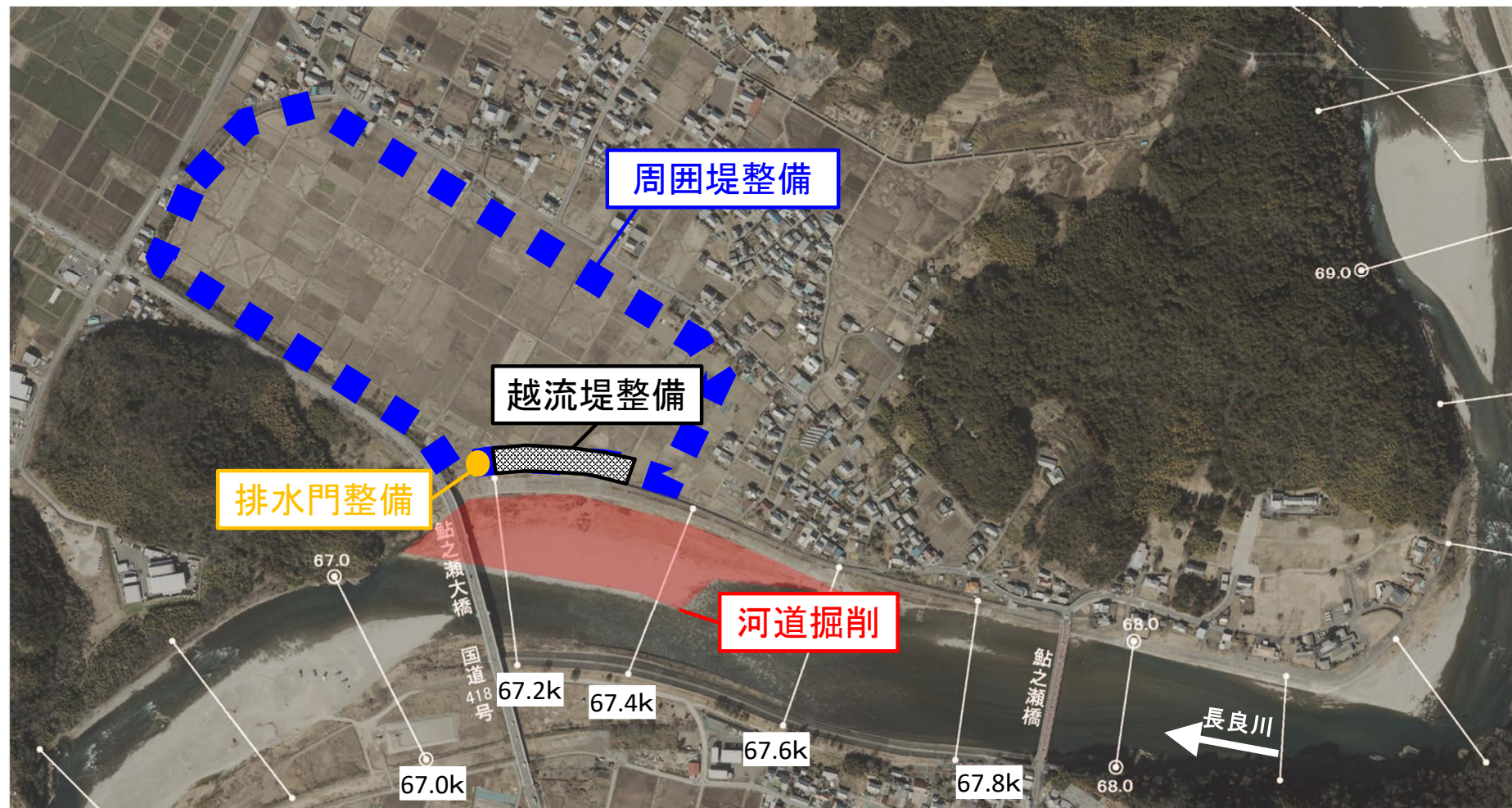


個別調査対象外

※別途、法令に基づく生息状況調査、河川水辺の国勢調査(底生動物)を実施

### **(3)関市地区の整備に係る 動植物の保全対策について**

- 遊水地に必要な貯水容量を確保するため、周囲堤及び越流堤の整備を予定。
- 遊水地による治水効果を適切に発揮するため、河道掘削を予定。



※令和6年11月時点での検討状況を示すものであり、今後変更となる場合があります。

空中写真撮影年月:2021年2月

○直接改変を受ける範囲での移植する種の考え方は以下のとおり。

＜法律・条例により採捕・移植が必要な重要種＞

**A 法律・条例により、採捕・移植が必要な重要種**

- ・ネコギギ（文化財保護法 天然記念物）
- ・オオサンショウウオ（文化財保護法 特別天然記念物）
- ・ウシモツゴ（岐阜県希少野生生物保護条例 指定希少野生生物）



令和7年度の施工予定がないため個別調査対象外

＜工事实施前に可能な限り採捕・移植する重要種＞

**B 自ら避難することが困難な重要種**

- ・植物、底生動物（貝類）



令和7年度の施工予定がないため個別調査対象外

**C 上記以外の水中に生息する重要種**

- ・魚類、両生類、爬虫類、底生動物（貝類以外）
- ・水中に生息する昆虫



個別調査対象外

＜移植対象外＞

**D 移動能力が高く、自ら避難することが可能な重要種**

- ・鳥類
- ・哺乳類
- ・陸上に生息する昆虫



個別調査対象外

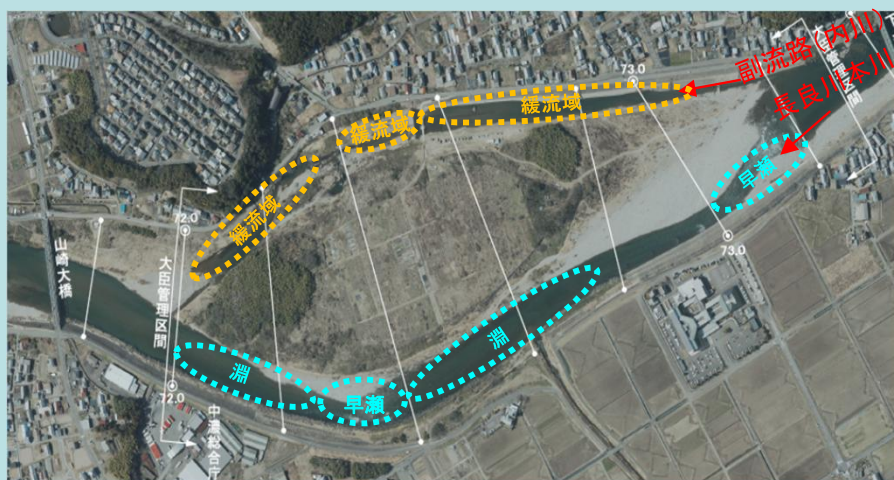
## **(4)今後の予定**

- 現在、美濃市地区・関市地区において、遊水地の概略設計及び一部、用地取得を進めているところ。
- 今後、詳細設計と併せて、地元の意向を聞き取りながら環境の保全・創出案を検討する。

## 環境保全・創出 検討例

### 例1

遊水地整備における魚類の保全・創出  
・緩流域である内川(美濃市地区内に位置する長良川副流路)において、平常時に通水させることにより、河川環境を保全・創出  
・洪水時の魚の避難場所を作ることにより、魚類の生息環境の保全・創出



長良川と内川

### 例2

河道掘削・河床整正工事における魚類の生息環境の保全・創出

- ・ 玉石を河道内に存置することにより、魚類の生息環境の保全・創出
- ・ 根固めブロックの空隙確保により、ネコギギ・オオサンショウウオの生息環境の保全・創出(美濃市地区において実施予定)

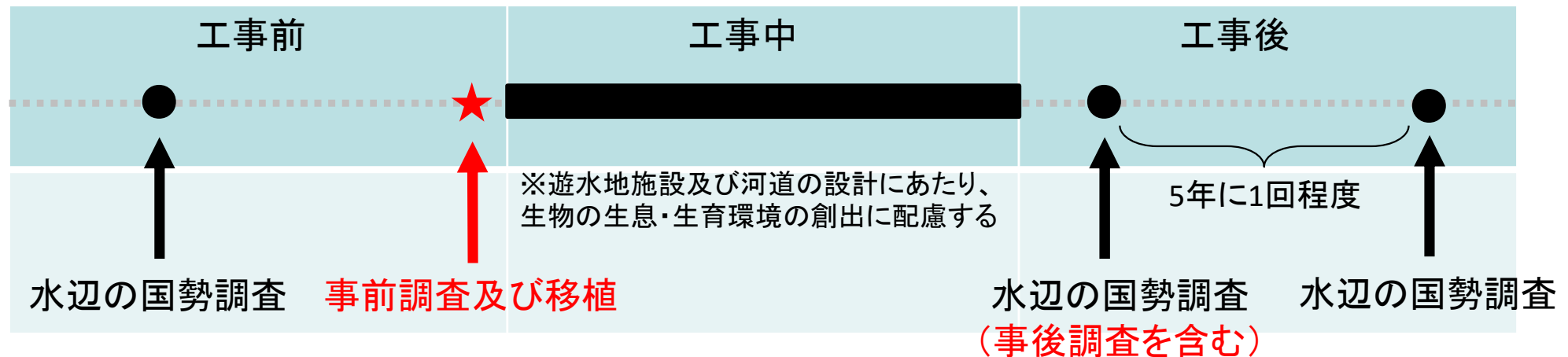


砂州前面の玉石(R6.10)

- 現在、長良川遊水地(美濃市地区)においては、概略設計、用地調査を進め、一部の工事に着手したところ。
- 今後、遊水地内の利活用の検討にあたっては、次のような項目を考慮する必要がある。
  - － 長良川右岸の内水処理
  - － 必要な遊水地容量を確認したうえでの遊水地内地形の検討
  - － 遊水地における河川管理施設(減勢工、排水樋門等)の詳細設計
  - － 遊水地事業の支障となる占用工作物の機能復旧の協議・設計
  - － 内川を活用した生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出
  - － 美濃市と連携した遊水地内の利活用の検討

## ＜今後の調査について＞

○これまでの検討会での検討を踏まえ、工事を実施する前に事前調査を実施し、工事後には水辺の国勢調査等を活用してモニタリングを行う。



## ＜検討会について＞

○検討会は、毎年度1回程度開催することとする。

○今後の検討会では下記の事項を報告する。

- ・事前調査及び移植の実施報告
- ・モニタリング結果の報告
- ・環境の保全・創出について
- ・その他、事務局が必要と判断したもの